

－ 令和 5 年度 －

# 決算を報告します

令和 5 年度決算が 9 月に開催された村議会定例会で認定されました。一般会計では、歳入総額が 2 5 億 2 万 3 6 2 9 円、歳出総額が 2 3 億 5 3 4 0 万 9 4 9 2 円で、差し引き 1 億 4 6 6 1 万 4 1 3 7 円の黒字決算となりました。これは、令和 4 年度と比較すると、歳入で 3 億 5 2 8 1 万 1 9 6 5 円（1 2. 3 6 %）の減額、歳出で 3 億 5 0 0 5 万 8 2 6 0 円（1 2. 9 4 %）の減額となっています。

## 一般会計決算の状況

歳入	歳出	差引
2 5 億 3 万円	2 3 億 5 3 4 1 万円	1 億 4 6 6 2 万円

## 特別会計・公営企業会計の決算状況

会計区分	歳入	歳出	歳入歳出差引
<b>&lt; 特別会計 &gt;</b>			
国民健康保険	4 億 8 9 5 万円	3 億 9 8 7 2 万円	1 0 2 3 万円
介護保険	4 億 7 3 3 5 万円	4 億 5 1 1 2 万円	2 2 2 3 万円
後期高齢者医療	4 4 1 6 万円	4 3 6 6 万円	5 0 万円
<b>&lt; 公営企業会計 &gt;</b>			
簡易水道			
①収益的収支	1 億 6 3 6 6 万円	1 億 5 6 5 2 万円	7 1 4 万円
②資本的収支	7 4 7 8 万円	9 5 8 8 万円	△2 1 1 0 万円
浄化槽設置管理			
①収益的収支	4 1 2 8 万円	4 3 9 6 万円	△2 6 8 万円
②資本的収支	1 1 8 9 万円	1 3 6 0 万円	△1 7 1 万円

一般会計が  
黒字決算と  
なりました



## 東秩父村の健全化判断比率

令和 5 年度決算に基づいて算定された東秩父村の健全化判断比率は下表のとおりです。

区分	東秩父村	早期健全化基準
<b>実質赤字比率</b>		
一般会計（※）の赤字から財政運営深刻度をみる比率 （※村の一般会計等とは、一般会計および特別会計をあわせたもの）	－	1 5 %
<b>連結実質赤字比率</b>		
全会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	－	2 0 %
<b>実質公債費比率</b>		
借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率 （この比率は当該年度と過去 2 ヶ年の 3 ヶ年の平均値を算出）	2. 9 %	2 5 %
<b>将来負担比率借</b>		
村が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率	－	3 5 0 %

（摘要）早期健全化基準の数値を超えた場合、財政健全化のための是正措置が必要となります。赤字がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「－」で記載されます。将来負担比率は算定されないため「－」で記載されます。将来負担比率は、将来償還していく地方債元金等の将来負担額よりも将来負担額に充当可能な財源等が多く算定されないため「－」で記載されます。